

平成22年1月13日

## 電気通信市場の変化に対応した接続ルールの見直しに伴う 接続料金等の認可申請について

NTT東日本（以下、当社）は、本日、総務大臣に対し、接続料金等に係る接続約款変更の認可申請を行いました。

### 1. 概要

当社は、情報通信審議会答申「電気通信市場の変化に対応した接続ルールの在り方について（平成21年10月16日公表）」及び平成22年1月8日に改正された関係省令・告示等を踏まえ、接続約款の規定を変更することとしました。主な内容は以下のとおりです。

- （1）戸建て向け光屋内配線の提供条件及び接続料金
- （2）き線点～利用者宅間のメタル設備の利用に係る提供条件及び接続料金
- （3）WDM（波長分割多重）装置が設置されている区間における中継光ファイバの提供条件及び接続料金
- （4）中継光ファイバに係る異経路構成の確認調査手続き

### 2. 接続料金案

別紙のとおりです。

### 3. 実施時期

総務大臣の認可を得た後、速やかに接続約款の変更を実施します。

〔参考資料〕設備概要について

（参考）「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/20130.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/20130.html)

本件に関する問い合わせ先

NTT東日本 相互接続推進部

Tel 03-5359-9560

E-mail [open@ml.east.ntt.co.jp](mailto:open@ml.east.ntt.co.jp)

(別紙)

## 主な接続料金案

### (1) 戸建て向け光屋内配線の接続料金

区 分		申請料金
光屋内配線新設工事料 (平日昼間工事の場合)	1工事ごとに	18,828円
光屋内配線使用料 (全日昼間帯に故障対応を行う場合)	1回線ごとに月額	194円

### (2) き線点～利用者宅間のメタル設備の利用に係る接続料金

区 分		申請料金
き線点～利用者宅間のメタル設備の利用に係る接続料金 (全日昼間帯に故障対応を行う場合)	1回線ごとに月額	807円

### (3) WDM装置が設置されている区間における中継光ファイバの接続料金

接続事業者が要望される区間毎に、以下の通り、個別に算定します。

- ①事業者間で共有する装置・中継光ファイバ：網使用料として共有装置等の費用を利用波長数で按分
- ②各事業者が占有する装置（トランスポンダ）：網改造料として個別負担

$$\text{1波長あたり接続料金} = \left( \frac{\text{①「WDM装置本体に係る費用」} + \text{「中継光ファイバに係る費用」}}{\text{利用波長数}} \right) + \text{②「事業者占有装置費用」} + \text{「回線管理運営費」}$$